

## 8. イラン

IAEA理事会決議 GOV/2003/69（仮訳）

イランにおけるNPT保障措置協定の適用について  
2003年9月12日理事会によって採択された決議

理事会は、

(a) イランが、保障措置協定の義務に反して、物質、施設及び活動の申告を行っていなかったことに懸念を表明し、事務局がいくつかの未解決の問題について引き続き調査を行うことに留意した、2003年6月6日付の事務局長報告（GOV/2003/40）を想起し、

(b) また、イラン当局がNPT及びIAEA保障措置を完全に遵守すると改めて決意し、核兵器に対する関心を放棄するという、イラン当局の最近の発言を想起し、

(c) イランが追加議定書の締結に向けた交渉の開始を決定したことを認識するが、この決定は、イランが同議定書を即時かつ無条件に締結・履行すべきであるという6月19日の理事会による要求を満たしていないことに留意し、

(d) イランにおける保障措置の実施に関する2003年8月26日付事務局長報告（GOV/2003/63）に評価とともに留意し、2月以降のIAEAによるイランでの集中的な査察活動の結果、IAEAが、未だ不完全ながらも、イランの原子力計画に関する理解を深めたことを認識し、

(e) 保障措置上のあらゆる未解決の問題を解決するため、事務局が引き続き努力していることを賞賛し、IAEAがこの計画に関する結論を出すためには、未だに多くの重要な作業が早急に完了される必要があるとの事務局長の見解を共有し、

(f) 事務局長報告の中間的な性格に留意し、ウラン濃縮計画の完全な履歴を含むイランの原子力計画の全ての側面を、IAEAが完全に理解し、検証できるよう、イランが一層協力をを行い、完全な透明性を提供することを要求し、

(g) 情報とアクセスが時として遅く小出しであり、情報の中には過去にイランが提供した情報と明らかに異なるものがあり、緊急な解決を要するいくつかの重要な未解決の問題が残っているとの事務局長の記述を懸念し、

(h) 次の点に懸念とともに留意し、

- ナタンズにおける IAEA の環境サンプリングの結果、2 種類の高濃縮ウランの存在が明らかになり、IAEA が結論に達するためには更なる作業が必要であること、
- IAEA 査察官が、カライ電器工場の建物に対して、環境サンプリングの正確性に影響を与えかねないほどの大幅な改造が施されていたことを発見したこと、
- イランが IAEA に対して行った説明の中には、実質的かつ重大な変更が加えられたものがあり、報告以降、未解決の問題の数が増えたこと、
- 2003 年 6 月の理事会の総括で、信頼醸成措置として、ナタンズのパイロット遠心分離濃縮機に核物質を導入しないようイランに懲憑したにもかかわらず、イランが同物質を導入したこと、

(i) IAEA が最初にイランに対して未申告活動について照会してから 1 年以上が経過したにもかかわらず、イランが、イランの全ての核物質が申告され、IAEA 保障措置下に置かれ、イランには未申告の原子力活動が存在しないという、加盟国の求めている確証を IAEA が与えることを可能にさせていないことに重大な懸念を表明し、

(j) 自らの広範な原子力活動の透明性に関し、イランが国際社会に対して有する重大な責任に注意し、

(k) 全ての加盟国が有する、平和的目的のための原子力開発を行う基本的かつ奪い得ない権利を認識し、

(l) 保障措置協定に違反して、禁止された目的のために核物質を利用することを防止するため、効果的な保障措置が必要であることを強調し、原子力の平和的利用分野における協力を容易にするためには効果的な保障措置が極めて重要であることを強調し、

1. イランに対し、IAEA が、加盟国の必要としている確証を、早期に与えることができるよう、加速された協力と完全な透明性を求め、

2. イランが、保障措置協定に基づき申告義務のある物質、施設、活動について、更なる申告漏れが無いことを確実にすることを求め、

3. 2003 年 6 月理事会の総括が、イランに対して、ナタンズのパイロット濃縮機に核物質を導入しないよう懲憑していることを再言し、この文脈で、事務局長が加盟国の要求する確証を与え、追加議定書の規定が十分に適用されるまでの間、ナタンズへの更なる核物質の導入を含めた全ての更なるウラン濃縮

関連活動、及び、信頼醸成措置として再処理活動を停止することを求め、

4. イランが、2003年10月末までに、次の諸点を含む必要なあらゆる行動をとることによって、IAEAがイランの保障措置協定の遵守を検証できるように、IAEAによって指摘された不備（failures）の全てを是正し、イランがIAEAと完全に協力することは、IAEAが核物質の転用がないことを検証できるようにするために、重要かつ緊急であると決定し、

- (i) 濃縮計画に関連する全ての輸入された物質及び部品、特に、高濃縮ウランの粒子によって汚染されていたと主張する輸入機材及び部品を全て申告し、IAEAとの協力の下、これらの輸入品の輸入元及び時期、イラン国内で保管ないし使用されていた場所を特定すること、
- (ii) IAEAが、イランの申告の正確性と完全性を検証するために必要と認める全ての場所への環境サンプリングを含めた無制限のアクセスを認めること、
- (iii) IAEA専門家が、イランが濃縮技術を現在の水準まで発展させるためには、ガス遠心分離に関する処理試験が行われたに違いないと結論づけていることに関連して、疑義を解消すること、
- (iv) ウラン転換実験活動に関する完全な情報を提供すること、
- (v) 環境サンプリングの結果を含め、IAEAが核物質及び原子力活動に関する全ての未解決の問題を解決するために必要と認めるその他の情報提供、説明、措置を行うこと、

5. イランの原子力計画に関する未解決の問題を解明するために、全ての第三国がIAEAと緊密かつ完全な協力をすることを要求し、

6. イランが、事務局と協力しつつ、即時かつ無条件の追加議定書の署名、批准、完全履行を行うこと、さらには、信頼醸成措置として、速やかに追加議定書に基づいて行動することを要求し、

7. 事務局長に、イランとの保障措置協定の適用のための努力を継続するとともに、理事会が最終的な結論を導くことができるよう、本年11月もしくはそれより早い適当な時期に、本決議の適用状況に関する報告を提出するよう要求し、

8. 本件に引き続き関心を払うことを決定する。

イランにおける N P T 保障措置協定の適用について  
2003年11月26日理事会によって採択された決議

理事会は、

(a) 2003年9月12日に理事会において採択された決議 (GOV/2003/69)、  
その中でも理事会が特に以下の点につき決議したことを想起し、

—イランが、保障措置協定に基づき報告義務のある物質、施設及び活動を報告していなかったことに関し懸念を表明した。

—イランが、I A E A が核物質の非転用の検証を確保できるよう、2003年10月末までに、I A E A によって指摘された不備 (failures) の全てを是正し、かつ全ての必要な措置を執ることによって I A E A と完全に協力することが、重要かつ緊急であると決定した。

—事務局と協力しつつ、即時かつ無条件に追加議定書の署名、批准、完全履行を行うこと、さらには、信頼醸成措置として、速やかに追加議定書に基づいて行動することをイランに要求した。

—ナタンズへの更なる核物質の導入を含めた全ての更なるウラン濃縮関連活動及びあらゆる再処理活動を停止することをイランに求めた。

(b) 10月21日にテヘランにて発出された、英、仏、独の外相とイランの国家安全保障最高評議会書記との間の合意声明を歓迎し、

(c) イランにおける保障措置の実施に関する2003年11月10日付事務局長報告 (GOV/2003/75) を評価とともに留意し、

(d) イランとの保障措置協定を実施し、イランにおける保障措置上の全ての未解決の問題を解決するために、I A E A の権限及び特に2003年9月12日に理事会によって採択された決議 (GOV/2003/69) の遂行の一環として、事務局長及び事務局が払っている専門的かつ公平な努力を賞賛し、

(e) アガザデ・イラン副大統領が自らの原子力活動の全容を提供し、協力と完全な透明性の政策を実施するというイランの決定を再確認したことを認識し、

(f) 事務局長報告第48パラに述べられているように、イランが、長期間に亘る数々の事例において、核物質及びその処理や使用、並びにそれらの物質が処理・貯蔵された施設の申告に関し、保障措置協定上の義務を果たしていないことを、深刻な懸念とともに留意し、

(g) 特に、イランが、IAEAの保障措置の枠外で、未申告の施設において、ウランの濃縮及びプルトニウムの分離を実施したことを最も重大な懸念とともに留意し、

(h) 過去に恒常的な隠蔽があり、その結果保障措置義務の違反 (breaches) があったこと及びイランが明らかにし、事務局長によって報告された新たな情報が、以前にイランによって提供された情報と矛盾するさらに多くの違反を含むことを同様の懸念とともに留意し、

(i) 事務局長が冒頭発言において、イランがIAEAとより積極的な協力を始め、完全な公開性の政策を約束していることに確約を与えたことに言及したことに留意し、

(j) 既に執られた是正措置に加え、イランが、今後の査察の際に、IAEAの検証のために全ての核物質を提示すると約束したことを認識し、

(k) 信頼を回復するために、イランの協力と透明性が完全で持続的でなければならず、そうすればIAEAが全ての未解決の問題を解決し、長期的には、加盟国に求められている保証を提供し、また提供し続けることができるようになることを強調し、

(l) イランが、追加議定書に署名する用意があり、その発効までの間、追加議定書の規定に従って行動する意思がある旨表明したことを満足とともに留意し、

(m) 事務局長が冒頭発言において、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動の停止を決定したと報告したことに留意し、

(n) イランが全てのウラン濃縮関連活動及び再処理活動を自発的に停止することが、国際的な信頼を回復するために引き続き非常に重要であることを強調し、

(o) 世界の開発途上国における需要に対する所要の考慮の下、発電を含む平和目的のために原子力を開発し、実用化するという加盟国の奪い得ない権利を

認識し、

(p) 保障措置協定に反して、禁止された目的のために核物質が使用されることを防ぐため、効果的な保障措置が必要であることを強調し、また、原子力の平和的利用の分野における協力を円滑化するためには、効果的な保障措置が極めて重要であることを強調し、

1. イランが積極的な協力と公開性を提供し、2003年9月12日付理事会決議(GOV/2003/69)における理事会の要求に前向きに対応していることを歓迎し、今後の作業が進む中で、イランによってなされた申告が、イランの過去及び現在の原子力活動の正確かつ完全で最終的な像をなし、そのことがIAEAによって検証されることが不可欠であると理事会がとらえていることを強調し、
2. 事務局長によって報告された、自らの保障措置協定の規定に従う義務のイランの過去の不備及び違反(past failures and breaches)に強い遺憾の意を表明し(strongly deplore)、イランに対し、保障措置協定上の義務を文言及び精神の双方で厳格に遵守することを求め、
3. 9月12日に理事会によって採択された決議(GOV/2003/69)第4パラにおいて、重要かつ緊急であると決定され、実施を要求された具体的な措置をイランが執ったとの事務局長による発言に留意し、
4. 事務局長に対し、イランによって提供された過去及び現在の原子力活動に関する情報が正確かつ完全であることを確認し未解決の問題を解決するために必要な全ての措置を執ることを要求し、
5. これを成し遂げるためには、特段強固な検証制度、すなわちイラン側の完全な透明性及び公開性の政策に裏打ちされた追加鑑定書が不可欠であるという事務局長の見解を支持し、
6. イランの原子力活動に関する未解決の問題の解明のためには、全ての第三国によるIAEAへの緊急、完全かつ緊密な協力が不可欠であることを再言し、
7. イランに対し、必要な全ての是正措置に緊急に着手し、完了させること、完全な開示と無制限のアクセスのイランの約束を実行することにより、IAEAとの完全な協力を継続すること、したがって、IAEAが加盟国によって求められている確証を提供し維持するために必要な相当の作

業を完了させるために不可欠な透明性・公開性を提供することを求め、

8. イランによる更なる重大な不備（any serious failures）が発覚した際には、理事会は、周辺事情及び事務局長の勧告を勧案し、IAEA憲章及びイランの保障措置協定に従って、執りうる全ての選択肢につき検討するために即座に会合を開くことを決定し、
9. 追加議定書を締結するというイランの決定を満足とともに留意し、イランが速やかに批准すること、また、批准までの間、全ての必要な申告を要求された時間の枠内に実施することを含め、追加議定書が発効したのと同様の行動をとることが重要である点を再強調し、
10. 全てのウラン濃縮関連及び再処理活動を自発的に停止するとのイランの決定を歓迎し、イランに対し、この決定を完全かつ検証可能な形で厳守することを要求し、また、事務局長がイランの申し出を引き受け、この決定の実施を検証し、その結果を報告することを支持し、
  11. 事務局長に対し、3月理事会での検討のため、2004年2月中旬までに、本決議の実施に関する包括的な報告を提出すること、もしくは、より早い適切な時期に報告することを要求し、
  12. 本件に引き続き関心を払うことを決定する。